

京都市告示第 181 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成16年5月20日

京都市長 梶本 頼 兼

臨時に休館する日 平成16年6月1日(火), 2日(水)及び3日(木)

(歴史資料館)